ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議　提言と実行

ニュース・レター

NEWS LETTER
Feb. 2007
vol. 45

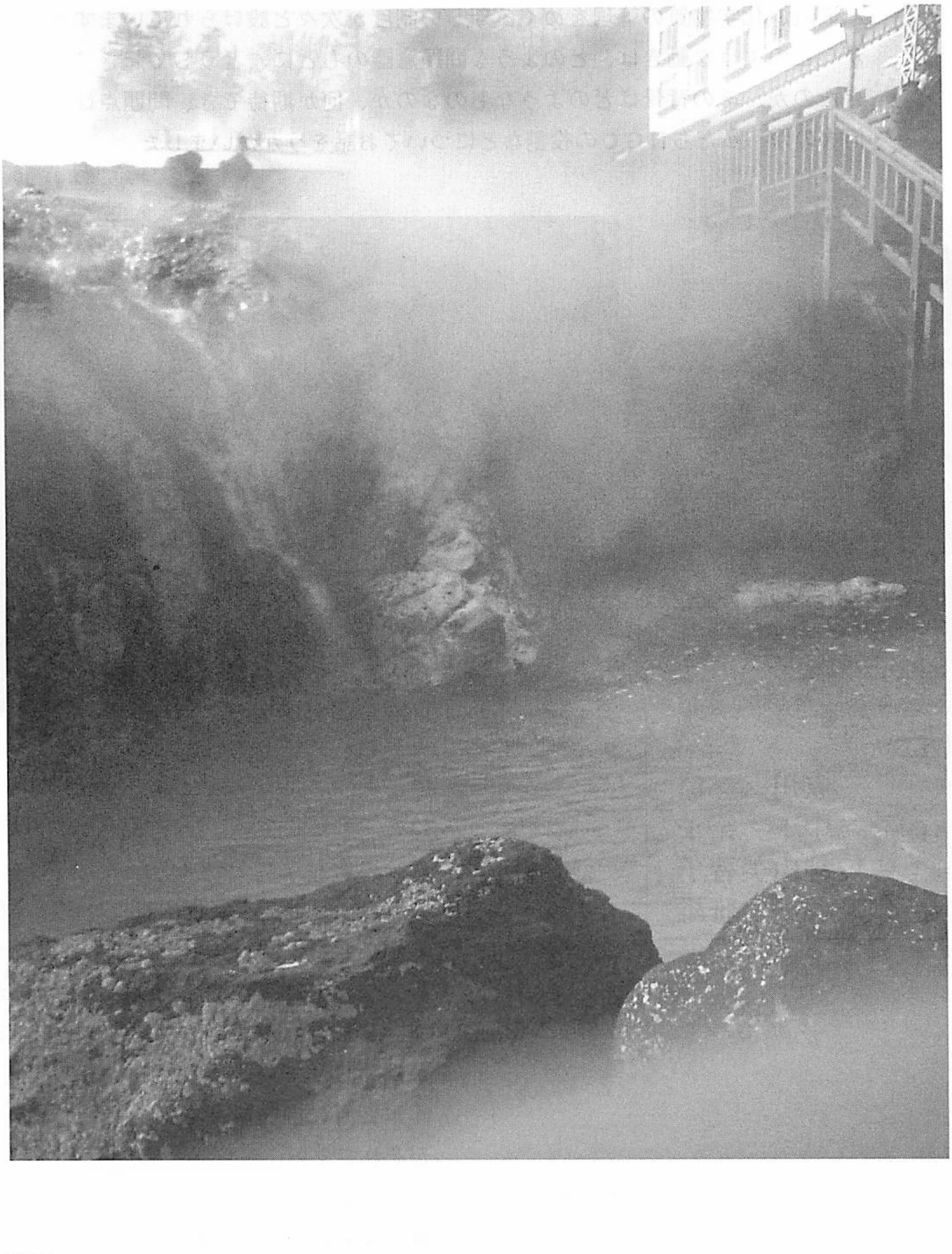

草津の源泉

CONTENTS

2 座談会・新しい化学物質時代の夜明け
10 立川　涼・宇井さんの闘いをどう引き継ぐか
11 藤原寿和・宇井純さんの遺志を引き継いで
12 中地重晴・化学物質管理をめぐる議論の場に参加して
13 中下裕子・「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」を提出しました！
14 中地重晴・国のアスベスト含有建材データベースについて

People's Association on Countermeasures of Dioxin & Endocrine Disruptors

座談会

新しい化学物質時代の夜明け

去る2007年１月11日、国民会議メンバーによる座談会を開催しました。
最近、化学物質の管理をめぐる新しい制度が次々と設けられていますが、このような動きは、どのような問題意識のもとに、どうして起きてきたのか、その背景はどのようなものなのか、何が期待でき、問題点は何なのか、私たちＮＧＯの役割などについてお話をうかがいました。

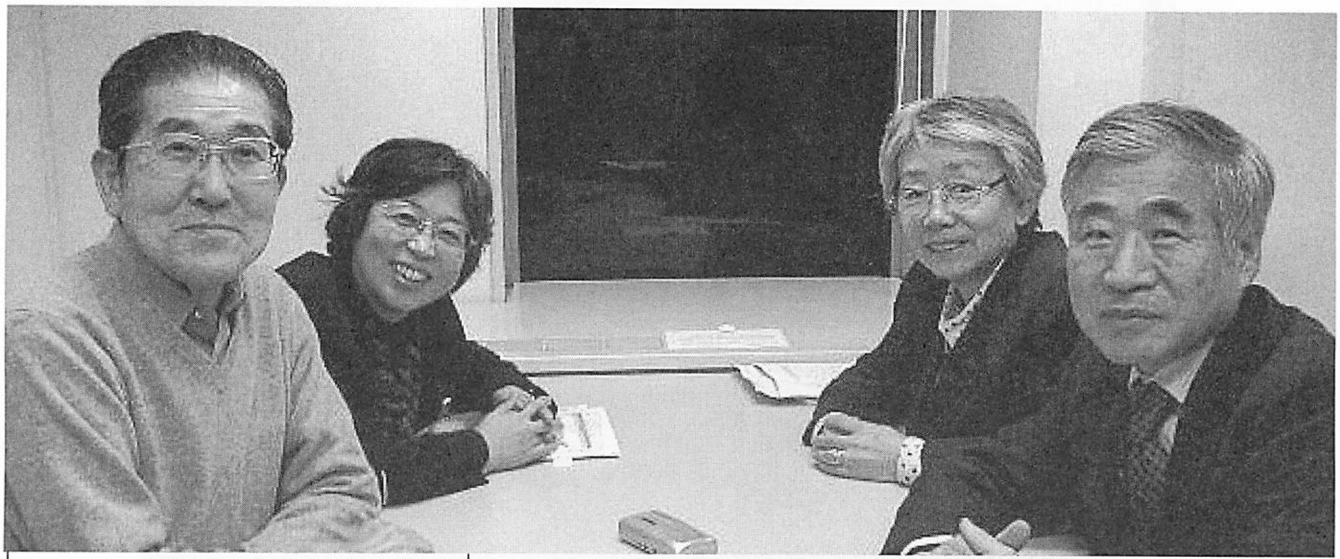

出席者（左から）

国民会議代表	**立川　涼**
国民会議事務局長	**中下　裕子**
国民会議副代表	**神山美智子**
国民会議常任幹事	**井上　雅雄**

――最近の化学物質の管理をめぐる動きの背景について簡単に説明していただけますか。

中下　これまでは、市場を出回っている多数の人工化学物質の中で、有害であることが判明したものについてそのつど規制するという枠組みでずっとやってきました。でも、人工化学物質は10万種とも言われていて、さらにダイオキシンを典型とする非意図的化学物質があり、複合汚染もあり、個別の規制ではとても足りない、対応できないわけです。管理のための新たなコンセプトが必要ではないか、また、持続可能な社会を実現するために循環型社会システムが必要だと言われるようになったなかで、化学物質についてどう考えていったらいいのかということで、ＥＵを中心に、ここ５～６年前から新しい動きが進められていました。ＲｏＨＳ規制（註１）と、昨年12月に欧州議会を通過したＲＥＡＣＨ（註２）がそれです。

――このような制度によって、世界と日本の化学物質政策も変更を迫られるのではないかと思われますね。まずＲＥＡＣＨについて、簡単に説明していただけますか？

中下　ＲＥＡＣＨには大きく二つの柱があります。一つは、既存物質、新規物質を問わず、年間生産量１トン以上の化学物質については、一定の試験を実施して、その届出を事業者に義務づけたことです。

いわゆる「ノー・データ　ノー・マーケット」の原則（毒性データのない化学物質は市場に出さないという意味）を採用したことです。現在、既存物質（ＥＵでは約10万種）については、データの届出が義務づけられておらず、毒性データのないまま大量に市場に出回っている状況です。ＲＥＡＣＨが導入されれば、このうち約３万種の物質については、３年から11年かけて段階的にデータの届出、登録が義務づけられます。これは極めて画期的なことです。もう一つの柱は、人や生態系への影響が特に懸念される化学物質（高懸念物質）への許可制の導入です。これらについては、用途別にきちんとリスク管理ができるかどうかチェックされ、許可がないと製造・使用できません。許可には年限が設けられます。こうした許可の対象となる物質は数千に及ぶと言われており、日本の化審法の第一種・第二種特定化学物質数が50にも満たないことと比べると、いかに大変なことかがわかります。このようにＲＥＡＣＨは、従来の化学物質管理の制度を抜本的に変更する画期的なものです。

――ＲｏＨＳ規制というのはどのようなものですか。

井上　ＲｏＨＳ規制は電子機器に含まれる有害な化学物質がリサイクルなどの過程で悪影響を及ぼすので、初めから製品中に使わないようにしようという考え方に基づく制度です。規制されているのは６種類の金属系化合物です。なぜ金属系かというと、全く分解せず、一歩間違えれば非常に毒性が強いからです。環境に影響を及ぼし、食物連鎖の頂点にいる人間に悪影響を及ぼすので、電子機器に一番多く使われている物質を対象にして、管理というのでなく使わないことにしたのです。これらの物質は部品に使われているだけではなく、プラスチィックの触媒や塗料、接着剤にも使われていますが、ＩＰＣ（註３）データを使って分析をした結果も必要に応じて要求しています。電機メーカーに納める塗料・接着剤等は現実にそのようなデータを採らなければならなくなっており、産業界は既に対応しています。

――ＧＨＳ（註４）という言葉も耳にしますが、これは何ですか？

中下　国連を中心とした取り組みで、世界的に統一されたルールに従って化学品を危険有害性（ハザード）ごとに分類し、その情報を一目で分かるようなラベルの表示や安全データシートで提供するというものです。危険・有害情報を伝えるのに、字が読めない人などにも一目でわかるように、絵表示と文字情報を併用するところに特色があります。

神山　ＧＨＳでは、どこに警告表示をつけるかまで決まっているんですか？　日本では警告表示がついていると売れないと言うこともあり、見えにくいところにつけたがりますよね。

井上　色や絵柄は決まっていますが、商品容器のどこにつけるかまでの規制はないし、罰則がないですね。

中下　各国の裁量が大きいんですが、表示のルールを共有化するというのは大進歩だと思いますよ。

日本では、2006年12月から労働安全衛生法改正により、労働現場で業務用に使われる93物質について分類と表示が義務づけられましたが、一般の家庭用品・日用品などについてはまだ導入されていません。

――こういう国際的な動きは日本にどのような影響を及ぼすのですか。

立川　これはシステムをまるごと変える話ですから、途方もなく巨大な話ですね。そうすると、部分的にどこかを切り捨てたり、持ってきて修正するのは非常に難しい。だから、日本がこれにどう対応するかというのは、政府も産業界もＮＧＯも含めて、けっこう難しいというか気合いがいるんです。まず、経産省は、これが様々な形で関税障壁になったら困るというのが最大の関心事です。環境省は、今、化学物質で非常にガタガタになってますから、この大事なときに対応ができなくなってます。だから、早急に、体勢を立て直してやらないといけないという状況にあるんです。たぶん実際にＲＥＡＣＨの細目が決まるこの６月以降、今度は具体的な作業が始まるわけです、10年、15年かけて。で、通産と日本の化学工業会はアメリカと一緒に、ＯＥＣＤのルートを通して、できるだけ日本の産業にダメージがないように抵抗していこうという流れだと思います。

やっぱり10年ぐらいかかりますからね。期待しつつも、やっぱり今後の進展を、我々は注目しておいたほうがいい。

電機業界など輸出産業の対応は注目しておいてもよいでしょう。彼等の見解は、ＥＵの規制はいずれ世界貿易の基準になる。無駄な抵抗はしないで早く

対応した方がよいというものです。これはＲＥＡＣＨを促進する動きになると考えてよいでしょう。

企業が持っている毒性データは最大の私有財産ですから、絶対出さないです。以前、相当議論したことがあるんですけど、結局出さなかった。ところが、あれは宝の山で、安全性とか毒性を考えようと思ったら滅茶苦茶すごいデータなんです。これが社会共通の財産になったら毒性問題とか安全問題とかは格段に進歩するわけです。我々国民側としては、これは社会的共有財産だ、だから一定の制限はあってもいいけど原則として企業が抱える独占データも公開すべきだ。公開は社会全体のダメージとか、そういうものを結局はミニマムにするんだと言っていく必要がある。そこら辺りのことが当面、気にしていることです。

中下　国際社会ですから、ＥＵのように大きな影響力のある地域がそういうことを始めるということになれば、日本政府、日本の産業界は対応せざるを得なくなりますよね。

神山　国際競争力のある大企業はなんとか対応できるでしょうが、中小企業にどこまで浸透しているのかわからないし、途上国からの輸入品はどうでしょうか。

井上　対象物質が入っているかどうかは、国内のものならまだわかるが、輸入品ではわからないですよ。

中下　わからなければ、中小企業も含めて日本の企業も困る訳で、その意味では地球規模で取り組まなければならない時代になっていると思います。

神山　日本政府も、化審法の枠組みを見直さなければならない時期に来ている。既存物質がどこにどのくらい使われているか誰も把握していないのは問題です。

中下　ＧＨＳ導入に際しては、日本では表示に関する法律はたくさんあって、それぞれに要件や表示方法が違うので、統一した表示制度にするのはとてもたいへんですが、これを機にぜひとも統合化に取り組んでもらいたいですね。

井上　ＲＥＡＣＨが出てきたことで良かったのは、日本のＧＨＳもこれでいいのかと、もう１度見直しをする機運になってきています。

神山　もっとわかりやすい制度にしないといけませんね。

中下　日本では、トータルな化学物質管理のシステムがなく、何か問題が起こるとその都度、個別に対応するというやり方でした。ＲＥＡＣＨは約40の既存の法律を統合したものなんですが、日本でも新たな統合的な化学物質管理のための法律を作っていく必要がありますね。

――産業界はこのような動きに対する反応が早いですよね。どのように動いていますか？

井上　産業界は、全て法規制されるなら真剣に、自主規制ならほどほどでという風ですね。ＧＨＳみたいに法律で何日から施行ですということになれば、必死に金をかけてやるが、まあやった方がいいということだとなかなかやらない。シックハウスだとか有機リンの農薬とかは直接被害が次々と起こるので勝ち組になるために真剣にやる。だから意外と自主規制のほうがきちっと進むケースもある。けれど、ＧＨＳとかＲＥＡＣＨは、直接一般の消費者には見えないので産業界にとっては、まあゆっくりでいいというところでしょう。

神山　アメリカはどういう対応を取っているのですか。

井上　ＧＨＳについては、当分は見送りするようです。ＲＥＡＣＨについてはどういう風にやるか動きを見ながら、徐々に入っていくということでしょう。

中下　日本と同じ対応ですね。むしろ日本がアメリカの真似をしているというべきでしょうか。

井上　ええ。アメリカは「日本にはもう混合物は売らない、原料だけ売ればいい、中国に売るから関係ない」と一部では言っている。だけどそれも一理あって、原料だけのほうが毒性ははっきりする。混合物は、実際に何がどれだけ入っているか、分からないのに、責任は誰が取るんだ、そんな責任を取れもしないことやったって仕方がない。ということです。そういう点ではアメリカは合理的だと思う。

神山　アメリカのようないろんな国から移民を受け入れているような国では、言葉がいろいろだから英

語で書いただけではダメなので、絵で見てわかるようにしていますね。もし間違って使われた場合に、その説明が不十分だったら莫大な損害賠償を取られるでしょ。労働安全衛生法じゃなくてＰＬ法的に進んでいるんだと思うんです。日本の家庭用品についてはほとんど警告表示がないでしょう。

例えば、酸性の洗剤と塩素系の洗剤を混ぜ合わせた時に有害物質が発生して人が死んだことがあって、塩素系の洗剤には全部「混ぜるな危険」というラベルが貼ってありますよね。おそらく警告表示で一番目立つのはあれだけだと思うのです。この表示をどこにつけるかという問題で、経営トップは目立つところにつけたら売れないと言った。そういう点で警告表示が日本は非常に遅れていますよね。

井上　直接消費者の声を聞くと、使い方、用途よりも危険性を表に書けと言う人が多いです。なぜ、危険性を先に出さないのか、よくよく見ると小さい字で書いてある、これではダメです。

――日本で家庭用品についてほとんど警告表示がないのは、法規制がないからなんでしょうか。

神山　いや、法規制がないのと同時に、日本では裁判で負けたら莫大な賠償金を取られるという土壌がないでしょう。仮に事故が起ったとしてもお見舞金くらいで済まされちゃうから、自主的に警告表示をしても勝ち組にはなれない。やはり訴訟社会ではないということも大きな原因じゃないかな。

井上　それと、家庭用品でＭＳＤＳ（註５）を提出すべきだという意見がありますが、それをやると、有害性だけが浮き上がって、怖いものだという印象を与えるといけないので、経済産業省は、そこまでやらないでおこうと。最近アメリカでは一部化粧品でも必要であれば出す、日本でも一部接着剤では必要であれば提出するという動きがあります。

神山　化粧品は全成分表示になりましたよね。それから添加物も一応原則、全成分表示。けれど、家庭用品は全然ないでしょ。また全成分表示といっても、物質名で表示されてもわからないというのが正直なとこですよね。また含有割合の表示もないでしょ。もともと制度的に危険性を知らしめたくないということが根本にあるんですね。

――物を買っても表示がないものが多いし、書いてあってもなんだかよく分からない。本当に知りたいと思ったら、家庭用品に含まれる化学物質についての情報を収集することはできるのでしょうか。

神山　できません。

井上　日本は、添加剤とか添加物、抗菌剤とか防腐剤等について、「これ何ですか」と聞いてもほとんど公表しない。

中下　答えないですよね、企業秘密ですからと。

神山　末端の製造メーカー自体が、自分が何を使っているのか分からないわけでしょ。それから警告にも強さがあります。死ぬというのから、軽いものまで。だから非常に強く警告しなきゃならないことは、よく目立つようにマークをつける。そういうことを家庭用品も考えなきゃいけないと私は思っています。それから、例えば、手に触れたらよく洗ってくださいとか、目に入ったら目をよく洗ってくださいとか書いてあるけれど、洗わないとどうなるか、たとえば失明しますなどとは書いてないのが問題です。

井上　最近新聞に発表された有機リン問題では、30年前の医学データ・毒性データを使って、別に危険じゃないといまだに工業会は走ってる。農薬もそうです。そこが問題なんですよ。

ヨーロッパの、特にドイツを中心とする動きを全て見ていると、自国はきちっと守っている。農薬の危険なものはドイツでは全く作っていない、発明してポルトガルとかスペイン、アフリカにもって行く。この構造だとＲＥＡＣＨというのはＥＵだけを守ろうというものになってくる。自分たちだけは絶対に守ろう、そういう発想もウラで読む必要もあるという気もする。ヨーロッパ、特にドイツははっきりしています。

立川　ＥＵはね、日本にとってアメリカよりはるかにモデルになる。でもあまり理想化してもいけません。ＥＵは法律や基準を統一しようとして大変苦労しました。各国であまりにも違いすぎたのです。そこで基本原則をまず合意しよう。基本的なルールや

コンセプトはあまり異論はないけれども、具体化するときは、メンバー国それぞれの事情を配慮するという大人の選択をしています。

例えば、プラズマテレビは鉛をめちゃくちゃ使う。ＥＵではともかくハンダはみんなやめろというので、日本の電機産業は必死で対応した。にも関わらずプラズマテレビは、ビジネスが大きい、諸国民の要望がある以上は当分目をつぶるという。これはまあ、コンセプトの理念は大変すごいけど、現場では結構経済的な、大人の選択というか、現実的配慮をしているのです。我々も理想的なコンセプトだけではなくてその辺も承知しておかないと、ＲＥＡＣＨを見習えといっても、見習ったら現実で足をすくわれるということになる。

中下　確かにそうだとは思うのですが、ＲＥＡＣＨは既存システムをドラスティックに転換しようとしています。そうした大きな転換を実現するためには、まずはコンセプトを共有することから始めることはとても大切だと思います。というか、そうしないと実現できないと思う。コンセプトが変わると、方向性も全然変わってきますから、これで何十年経つと、結果としてものすごい違いが出てくる。

神山　日本の農薬取締法に、輸出には適用しないという条文があるように、輸出を規制する国というのはあまりないでしょう。自国で使えないようなものは他国にも輸出しちゃいけない。そういうコンセプトを世界中が共有しなくてはいけない。

中下　ところが日本では、あまりにも現実対応を重視し過ぎて、こんなことは現状ではとてもできないと言ってあきらめてしまう。すぐに対応できないと、何かコンセプトそのものまでを否定してしまうところがある。これが問題だと思うんですよ。

神山　何か問題が起ったらその問題を個別に解決する。それで終わりにする。

中下　それだけ。トータルに物事を考えない。

立川　工業化学物質は、シングルの毒性だけで、複合系のときにどうなるかってことは、ＲＥＡＣＨでもまだ研究調査しようがないからやっていません。ところが現実の問題は複合汚染しかないわけで、この辺はＲＥＡＣＨでカバーできないんです。

井上　大学で化学を学ぶとき、毒物化学をやるのは薬学部ぐらいなんですよね。ほかでは一切教えないのです。これは非常に問題がある。医学部も農学部もすべてそうですが、化学を学ぶ人は、必修でやるべきなんですね。

神山　それから化学の人は生物学をやらないっていいますね。だけど毒性というのは生物に対するものだから、化学物質の性質だけ分かっていても、やっぱり生き物のこと、生態系との関係が分からないと毒性は分からないですよね。

立川　ケミストリーという学問は消えつつあるんです。生物と化学が一体化してますから。

井上　毒性学的なもの、生物、生化学的、生態系への影響だとか、そういったものをもう少し学ぶことが大切です。

立川　それね、教育側から言うと、学部レベルでは教えられないんですよね。相当高度の分子生物学と生物学両方分からないといけない。だから、大学院ぐらいにならないと、そういう教育はできないんです。

井上　シックハウスなども完全にそうですよ。建築側の人たちは上に換気扇つけますが、化学系は下につけろって言うんです。空気の分子量は29、ホルムは30.3で重いんだから。だから建築でも最小限建築で使う材料化学を教えるべきだって僕はね、最近言ってるの。

立川　ＲＥＡＣＨはどうしても勉強しなくちゃいけないんだけど、ＮＰＯとか国民会議とかが、一体何をしたらいいかということになると、これ大きすぎちゃって、どこからやれるかというのが悩ましい。

神山　シンク・グローバリー・アクト・ローカリーというように、小さいところからやっていくしかないと思いますね。

立川　総論はあまりインパクトがないんです。個別化で噴出したものについてこだわって、徹底的にやるっていうのがやっぱり、一番の教育効果があるのではないでしょうか。

中下　しかし、やはりＲＥＡＣＨのような全体を見据えた総合的取り組みが大事だと思います。ようやく、経産省でも産構審で議論を始め、中間取りまとめを公表しました。環境省も中環審で２年ぐらいかけて化管法と化審法を含めて総合的な化学管理のあり方を考えると言っています。ようやく国レベルでも総合的な検討の必要性が認識され始めたように思います。

立川　それは本当に結構だけれども、タウンミーティング化を怖れるわけです。基本的な重要な情報は行政なり産業界なりがみんな握ってるわけです。そこからフィルターをかけた情報が出て来る。都合が悪い情報は、どっかでフィルターにかけられちゃっているでしょ。それを国民会議やＮＰＯがどう突破するか、どうやるかっていうのが、僕は一つの仕事だと思ってます。

神山　この前の、アメリカ産牛肉からダイオキシンという報道も大新聞で載せたのはたしか読売だけでしょ。あとは共同通信で地方新聞だけなのね。

井上　群馬の有機リン問題は、朝日、読売、毎日、日経も全く載ってない。

立川　群馬県は特別でしょ。知事がよくやっているから。地方自治体がひとつの突破口だと思う。国のコントロールは難攻だけれども地方自治体なら突破できると思う。

神山　有機リンが取り上げられるまで、長かったですよね。

井上　取り上げられてからは意外と、約３年くらいで一気に進みましたね。

神山　シックハウスとか化学物質過敏症が、社会的に認知されてきているでしょう。ホルムアルデヒドは一応国が認知したから、今度は有機リンでしょうか。やっぱり日本では健康被害が生じないと、制度が動かないですね。

立川　我々としては個別物質の怪しげなところはしっかりやれるので、そういうところを大事にやっていく。それと何か別のメディアが欲しい。

神山　インターネットが使えないか、ですね。

井上　国内はもちろん、海外の専門家と個別にインターネットでやりとりしながら情報を取っていくということも大事です。

立川　政治と具体的なコンタクトをしないといけなくなっている。サイエンスとかテクノロジーがこれだけ膨大なお金を持って国家戦略としてやりだしていると、我々もサイエンスとかテクノロジーを政治の枠組みの中で考えるという意識を明確にしていかないとこの問題にアプローチできない可能性もある。

神山　昔、裁判所で住友化学に対して文書提出命令をもらって、農薬の毒性生データを全部出させたことがあります。だけど、１ページごとに、この裁判以外には使ってはいけないという赤いゴム印が押してある。ひどいなと思ったことがあります。

中下　ＲＥＡＣＨが実施されれば、企業は化学物質を使う限りはそのデータを出さなきゃならないことになります。ただ全部そのまま公開するという訳ではないようですが……。

立川　デリケートなところは出さなくてすむようになっている。１万の化学物質を検討しても商品になるのはごく僅かです。製品にならなかった膨大な毒性データがある。それがすごい。宝の山だ。それを捨てないで持っているわけです。ＥＵといえどもそこは踏み込めない。今度のＲＥＡＣＨの毒性は業界の負担で実施します。政府は人もお金も乏しく、実行は難しい。業界でやるのはしょうがない対応です。

井上　しかし業界でやる以上は、絶対フィルターがかかってくるのです。業界が出してくるデータは一定のフィルターがかかっていると思わざるを得ない。そこが本当に気になっている。

――日本の課題について一言で集約して頂いて、それに対して我々ＮＧＯは一体何ができるのかをお話し頂けますか。

中下　日本の化学物質管理制度は、省庁の縦割りの中で個別対策ごとにバラバラにやっているので、基本的コンセプトが明らかになっていない状況です。このようなシステムでは、持続可能でないということははっきりしてきていると思います。したがって、日本でもＲＥＡＣＨやＧＨＳをきっかけに統合化を

目指していくべきだと思っています。このような省庁の枠組みを超える政策は、個別の省庁ではできないので、ＮＧＯの役割が重要です。

国民会議も含め化学物質に関係するＮＧＯが集まって「新化学物質政策ＮＧＯフォーラム」という組織を結成して、「市民提案」というものをまとめたんですけれども、こういうものを、国民会議の会員をはじめ、もっと一般市民の方々にわかってもらうという取り組みをしたいですね。政治家にも、ＲＥＡＣＨをきっかけに問題意識を持ってもらうために働きかけをしたいと思っています。我々はこれまで何度も総合的な化学物質管理を実現しようと訴えてきました。ようやく行政でも、そういうことに耳を傾けなければいけないという気運は出てきていると思いますから、地道に提言活動を続けていくということはとっても大事なことかと。我々が今まで指摘してきたことが、ようやく少し現実課題となり、日本の法制度の改革につながりつつあるのかなという感触を持っています。

神山　元気になってきましたよね。車には両輪が必要で、政策提言とか国際的な運動と同時に、もうちょっと現実に健康被害に苦しんでいるシックハウスや化学物質過敏症問題など、個別具体的な問題について国民会議として何ができるかということも必要だと思っています。

それからもう一つ、私は食品プロジェクトにも関わっていて、今、子どもプロジェクトと一緒に、有害金属の子どもへの影響などの学習もやっています。今、社会が少し不穏な状態になってきて、子どもをどうやって育てたらいいのかという不安もあるわけだから、「こうすれば変われるかもしれない」というようなことが見えてくる学習会などもやっていきたい。私たちが直面している問題をひとつひとつ解決するような活動をしていきたいと思っています。

中下　私たちの身の回りで起こっていることを、特に子どもに関して起こっていることを取り上げる中で、化学物質の問題を一般の人に分かってもらえるように語りかけていくことは、今年も国民会議として取り組みたい課題ですね。

井上　行政の政策がなかなか進んでいかない。それでも粘り強く説得し、１人か２人でもいいので、熱心に執拗に固執するぐらいにやっていく人がいれば、けっこう動いていくもんだということを感じています。シックハウスとかＣＳでも、もう別にいいんじゃないかという雰囲気で、ちょっと下火的になってきている。でもそうじゃない。現実にはもっと起こってきている。化学物質だとかシックハウスとかに絡む裁判もどんどんでてきている。

最近会社でやる話し合いは、「患者のためにならないから、気をつける」というのと同時に、「こういうことで訴えられないために、いち早く会社の体制を切り替える」。「ただ機能と利益と便利さを売ってる時代は終わった」。安全性重視に早く転換しないと会社が潰れる時代に入った。より安全で、よりいいものを作るという発想を企業が、ＲＥＡＣＨ、ＧＨＳをはずみにして持ってくれること、もっと情報を出していかなきゃいけない。だけどそれが継続的になされるためには、喉もと過ぎればっていうことにならないように、ＮＰＯなどが持続的に関わっていく、この熱意が大事だと思います。

立川　化学物質の安全については市民運動は自信を持っていい。産業界も、行政も、率先してこの問題に取り組んだのではない。市民の絶えざる様々な運動が今日までの安全性の問題を展開してきたんです。こういう運動がなければ、お役所も企業も動かなかった、そういう面では絶対的な自信を持っていいと思います。

ただ、昔は、メディアが一緒についてきた。メディアが伝えてくれたことによって国民的理解が広がってきた。最近はメディアがすっかり抑えこまれて、その応援がなくなった。それで僕がこだわっているのは、じゃあ今までの大新聞やテレビのような大きなメディアに代わる、我々の意見を代弁できるようなメディアが何としても欲しいということです。

何か目の前におきている具体的なことをみんなでやっていく、それをやっぱり社会的な話題にしていくというあたりが、当面は現実的だし、社会的にインパクトがある有効な取り組みだと思います。だから、小さくても目の前に起きた新しい問題を愚直にみんなで取り組んでいくということをしていけば、それにはメディアがのってくるかもしれない。

――私たちのための新しいメディアとしては具体的な構想をお持ちですか？

立川　口コミかもしれない。古典的だけど、集会や

勉強会で、１対１で確実に拡がる。ＩＴ絡みは広く薄くで、どこかで霧散してます。ＩＴがらみは先方も得意なところです。僕は口コミをうまく組織化できると面白いと思ってるよ。

井上　今のインターネットを使った口コミ。最近では、携帯で何日にこんなのあるって一斉に仲間に流してるみたいですね。これをうまく利用すると、かなり広がりますよ。

――ありがとうございました。

註１：RoHS（ローズ）とは、Restriction of the Use of CertainHazardous Substances in Electrical and Electronic Equipmentの略称。同指令は、EU全域で2006年７月に施行された。電気電子機器を対象に、Pb（鉛）、Cd（カドミウム）、Hg（水銀）、６価クロム、PBB（ポリ臭化ビフェニル）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）の６つの有害物質の使用量が規制される。

註２：REACH（リーチ）とは、Registration, Evaluation, and Authorization of CHemicals（化学物質の登録、評価、認可）の略称。予防原則をベースとした、人の健康と環境を化学物質の危険から守るための統合的な化学物質政策。

註３：IPC（アイピーシー）とは、International Patent Classification（国際特許分類）の略称。特許文献の円滑な利用を図ることを目的とした世界共通の特許分類。

註４：GHS（ジーエイチエス）とは、：Globally HarmonizedSystem of Classification and Labelling of Chemicalsの略称。2003年７月、国連からという化学品の分類および表示に関する世界調和システムについてなされた勧告。

註５：MSDS（エムエスディーエス）とは、Material Safety Data Sheet（化学物質等安全データシート）の略称。事業者が特定の化学物質および化学物質を含んだ製品を他の事業者に出荷する際に添付するその化学物質についての情報を記載したシートをいう。化学製品を安全に取り扱い、事故を未然に防止すること目的とする。記載内容は、名称・製造企業名・化学物質の性状・取り扱い方法・危険性や有害性の種類・安全対策・緊急時の対策等。

【お詫びと訂正】

ニュースレター44号の吉永淳先生ご講演の報告文を一部訂正いたします。

2006年11月の総会でご講演いただきました吉永淳先生から、2007年２月28日、報告記述箇所の不正確な点についてのご指摘を受け、以下の４箇所の訂正いたしますので、ご了解ください。＊１：ご所属について、（誤）新領域創世科学研究科→(正)新領域創成科学研究科、＊２：①のｂ）「魚を毎日100ｇ以上と多量摂取する人は」を「魚を多量摂取する人は」に一部文言を削除、＊３：①のｂ）「30ppmに達するとされており、注意が必要である。」を「30ppmに達することもあるとされている。」に下線部を訂正、＊４：②のｂ）中ほどの「また米国での調査結果によれば～注意力が劣るとの報告もある。」までを削除。なお、吉永淳先生と読者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

2007年３月１日、報告文文責：山田久美子

追　悼
宇井　純さん

1998年の国民会議発足にあたり、国民会議の趣旨に賛同して発起人になって下さいました宇井純先生が、昨年11月11日にお亡くなりになりました。74才でした。

宇井先生は、新潟水俣病訴訟において原告弁護団の補佐人を務められ、東京大学工学部都市工学科の助手時代に、有名な「公害の政治学―水俣病を追って―」(1972：三省堂) を著して、

宇井さんの闘いをどう引き継ぐか

国民会議　代表　**立川　涼**

宇井さんの研究者としての出発点は下水の生物処理であった。沖縄に行っても豚舎の廃水処理をぼやきながらも楽しんでいた。宇井さんの方法は、野上弥生子の生家であるフンドーキンの処理池のように大きいものはまれで、ほとんどは小さく手作りのおもむきである。巨大で高度な設備や制御系には批判的であった。もともと生物処理は、工場のように定常的連続運転がむつかしい。自然や生物を相手に、おだやかな水面の下で展開されている複雑で動的な生物の世界を見る目がいる。庭いじりに似ていなくもない。苦労と楽しさが同居している。宇井さんの激しい闘いを支えてきた一端は、このあたりにあったような気がしてならない。

彼の代表的著作『公害の政治学』(三省堂新書, 1972) には、「公害には第三者はいない……国民全体が潜在的な当事者である。第三者を名乗るものは必ずといってもよいほど加害者の代弁をして来た」と書かれている。公害・汚染の解決の道は、住民の時として悲鳴に近い叫びから始まっている。政治や企業が先行して対策を実現した例は少ないであろう。今日では環境問題は複雑かつ長期的な課題がふえ、闘うべき対象が見えない、わかりにくくなっている。宇井さんの闘いを私どもはどう引き継いでいけばよいのであろうか。

科学技術の進展とその水準が一国の命運を左右する時代である。国は膨大な税金を科学技術分野に投入し、その高度化と展開は速い。科学技術は国民からは次第に遠い存在となり、専門家集団にその将来が託される。『公害の政治学』には、「住民が住みよい日本を目ざして運動するならば、それにふさわしい科学的な理論を自分の手で築き上げなければならない」とある。科学を住民の福祉のために発展させるには、私どもは『住民のための科学の政治学』を構想し、実現することが求められている。

水俣病など公害の原因企業を厳しく糾弾してこられました。1986年に、沖縄大学教授に就任され、新石垣空港建設反対運動などに参加されました。2003年には沖縄大学名誉教授の称号を授与されていらっしゃいます。

1970年にフィンランド自然保護協会特別大賞（水銀汚染の危険の警告について）、1972年毎日出版文化賞（公害原論講義録の出版に関して）、1990年にＳＭＯＮ奨励賞、1991年に国連環境計画GLOBAL 500賞など数々の賞を受賞されています（受賞歴は、沖縄大学ホームページより）。

私たちは、心から宇井先生のご冥福をお祈りすると共に、発足を応援して下さった宇井先生のお心に違わぬような活動を続けていきたいと思います。

宇井純さんの遺志を引き継いで

国民会議　常任幹事　**藤原　寿和**

昨年11月11日、宇井純さんが亡くなられました。私にとって人生の歩むべき道（航路）を大きく変えるきっかけを与えて下さった３人のうちのお一人でした。いずれも故人になってしまわれましたが、お一人は田尻宗昭さん（1990年逝去、享年62歳）、もうお一方は高木仁三郎さん（2000年逝去、享年62歳）でした。

この３人のうち最初に出会った方が宇井純さんでした。正確な年月日は忘れましたが、宇井純さんが当時助手をしておられた東京大学の構内で開講された公開自主講座「公害原論」を聴講するようになってからのことで、その当時（1970年）私は早稲田大学応用化学科を卒業し、ケミカルエンジニアリングになることをめざして修士課程に進みながら、熊本水俣病事件に引き続いて新潟水俣病という公害を生み出してきた生産工学の道に進むことに疑問を抱きはじめておりました。そうした折、東京大学工学部で「東京・水俣病を告発する会」の設立集会が開かれることを知り、この集会に参加したことがきっかけで水俣病の告発運動に関わるようになりました。

「公害原論」では、毎回各地の公害現場で闘っている住民や被害者の方からの話とそれに対する宇井純さんの解説がありましたが、その話の中で、宇井純さんから科学技術が人間を幸福にするのではなく、イタイイタイ病や水俣病のような公害被害者を生み出してきたこと、企業内技術者も大学内学者・研究者も公害企業や被害者を切り捨てる行政側の犯罪に加担してきたこと、そして公害に第三者という立場はない、被害者の側に立つかあるいは加害者の側に立つかどちらかだとの強烈な話に打ちのめされ、このことがきっかけで化学系企業への就職の道を振り切り、修士課程も中途で退学し、そして中部電力浜岡子力発電所の反対運動に身を投じることになりました。

それ以来、宇井純さんとは私が関わってきた千葉県市川市沖合の東京湾三番瀬埋立問題や江戸川左岸流域下水道終末処理場建設問題、カネミ油症被害者支援運動、水俣産廃処分場建設問題などの取り組みを通じて相談に乗っていただいたり講師を引き受けて下さったりのお付き合いをさせていただきました。まだまだこれからというときに不意に逝ってしまわれました。今、当時自主講座実行委員会に関わってこられた方や東京・水俣病を告発する会の方、そして日本環境会議の方々と「宇井純さんを偲ぶ会」を６月に催すため準備に取りかっているところです。どこまで宇井純さんの遺志を継げるかわかりませんが、反公害・反権力の意志はこれからも堅持していきたいと思います。

宇井純さん、どうぞ安らかにお眠り下さい。

化学物質管理をめぐる議論の場に参加して ―産構審化学物質政策基本問題小委員会の報告

国民会議　常任幹事　中地　重晴

なぜ小委員会が設置されたのか

昨年５月産業構造審議会化学・バイオ部会に化学物質政策基本問題小委員会が設置され、12月まで９回の委員会を開催して、化学物質管理政策のあるべき姿について議論しました。市民セクターの代表として小生と佐藤泉先生が参加されています。なぜこの時期に議論したのかですが、化審法、化管法の見直し時期も近いという理由もありますが、それよりも世界的な化学物質管理をめぐる新たな動きの中で、日本の化学物質管理政策はこのままでよいのか、新たな政策を実施するのかが問われてきているからです。昨年５月に、2020年までに悪影響を最小化するというＳＡＩＣＭの世界実施計画がまとめられました。また、ＥＵでは新規化学物質、既存化学物質両方を対象とする新たな化学物質規制であるＲＥＡＣＨが昨年末に採択され、施行されることになりました。アメリカでもＴＳＣＡ（化学物質規制法）を改正する動きがあり、また国連勧告によりＧＨＳ（化学品の区分と表示に関する世界調和システム）が2008年までに国内制度に導入することが決められております。

既存化学物質の毒性評価の遅れ

現在市場に出回っている化学物質の種類は10万種類ともいわれ、年々新たな化学物質が製造、輸入されています。こうした新規化学物質の製造、使用に際しては、化審法で事前の届出が義務付けられており、製造量が多いもの（年間１トンを超える）は蓄積性、難分解性試験と共に、安全性評価の実施が義務付けられています。化学物質の使用について事前審査をする制度は、日本が世界に先駆けて1973年に化審法として制度化したのですが、その後の技術革新の中で、製造使用される化学物質の種類や生産量が増加しています。既に使用されている物質（既存化学物質）については、問題が起きていないのであるからときちんとした安全性評価を行わず、使用を認めている事態が続いていました。現在、生産量の大きい既存化学物質については、ＯＥＣＤのＨＰＶプログラムやJapanチャレンジプログラムという企業の自主的な取組みによる安全性評価が実施されてきています。全体でも数千物質までには手が届きません。

ＲＥＡＣＨの成立

ＥＵが昨年末に導入を決定した新化学物質政策ＲＥＡＣＨは、全ての化学物質を対象に一定規模の製造量がある物質の安全性評価を事業者に義務付けたのが特徴です。日本も同じような考え方にたって、新規化学物質、既存化学物質を問わず、どのように安全性を評価し、管理していくのか。気がつけば、欧米よりも遅れた法制度をどう見直すのかが今回の小委員会の目的だったといえます。

中間とりまとめについて

産構審小委員会は最初の７回は、化学物質政策のあるべき姿・基本的な考え方、安全性情報の収集・把握、安全性情報に係る情報基盤の整備、安全性情報の伝達、リスク評価体制、リスク管理体制、国際動向や国際協力への的確な対応、リスクコミュニケーションや人材育成などテーマごとの議論を行った後、議論を整理し、中間とりまとめの報告書を作成しました。小生は、市民のために必要な化学物質管理と安全性評価のあり方について、委員会の場で意見を述べるだけでなく、必要な時には、意見書を提出してきました。今号で中下先生が報告されている市民意見の要約も意見として提出しています。

中間とりまとめについては、１月中にパブリックコメントの募集がありました。今後は、中央環境審議会環境保健部会に設置された化学物質環境対策小委員会と合同で、具体的な化管法、化審法の改正論議にいかしていくとのことですので、審議の動向に注目をお願いします。

「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」を提出しました！

国民会議　事務局長　中下　裕子

2006年12月、ＥＵの新化学物質法案（ＲＥＡＣＨ）が議会を通過し、いよいよ本年６月から施行されることになりました。ＲＥＡＣＨについては、これまでもニュースレターで紹介していますが、従来の化学物質管理の手法を大きく転換する画期的な法律です。ＥＵでは、2001年２月に公表した白書でＲＥＡＣＨの骨格を提案して以来、約６年をかけて合意形成を図り、いよいよスタートにまで漕ぎつけました。

国民会議を含む化学物質問題に関わるＮＧＯは、ＲＥＡＣＨについて学ぶための国際セミナーを２回にわたって開催するとともに、「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」を発表し、日本においても、ＲＥＡＣＨの基本理念を実現するような化学物質制度の包括的な見直しに早急に取り組むことを提案しました。

こうしたＥＵの動きを受けて、わが国においても、昨年春から、経産省、環境省で現行の化管法、化審法の見直しを見据えた検討が始まりました。そこで、東京宣言の実行委員会に参加していた市民団体が中心となって、日本の化学物質管理のあり方について、市民自らが政策提言を行うための新たな市民のネットワーク「新化学物質政策ＮＧＯフォーラム」を結成しました。構成団体は、国民会議のほか、有害化学物質削減ネットワーク（Ｔウォッチ）、化学物質問題市民研究会、ＷＷＦジャパン、全国労働安全衛生センター連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの６団体です。

「新化学物質政策ＮＧＯフォーラム」では、昨年12月、「化学物質管理のあり方に関する市民からの提案」（市民提案）を取りまとめ、本年１月23日、環境省、経産省、厚労省宛に提出するとともに、各省の担当者と意見交換を行いました。市民提案では、以下のような７項目の提案を行っています（市民提案の全文は国民会議のＨＰに掲載してありますので、ぜひご覧下さい)。

①　化学物質管理のあり方の基本的方向性に関する提案

②　化学物質に関する情報の収集、伝達のあり方についての提案

③　ＧＨＳの本格導入に関する提案

④　化学物質管理手法に関する提案

⑤　リスク評価・リスク管理のあり方に関する提案

⑥　新たな被害に対する救済制度についての提案

⑦　新たな課題への対処（ナノ技術に関する提案）

同フォーラムでは、市民提案への支持を拡げつつ、今後とも立法・行政に働きかけて、日本の化学物質管理制度の抜本的な改革が実現できるよう尽力したいと考えております。皆様の一層のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

国のアスベスト含有建材データベースについて

国民会議　常任幹事　**中地　重晴**

●はじめに

昨年12月13日、経済産業省と国土交通省が同時にアスベスト含有建材データベースをホームページで公開しました。一昨年のクボタショック以降、アスベストの危険性が明らかになり、様々な対策がとられてきました。その中で、飛散しやすい吹き付けアスベストの存在については、各省庁が自ら所管する建物については、調査し、存在が確認されれば、建物名と場所を発表して、除去工事を行っています。また、国土交通省は1000平方メートル以上の民間の建物についても調査を義務付け、存在が確認されれば報告することを義務付ける通知をだしました。これらの調査結果については、前回報告しましたので、参照してください。

●情報不足のアスベスト含有建材

その後、取り残された問題として、日本石綿協会の調査では、約4000万トン存在すると推定されている建材中のアスベストの廃棄に伴う飛散をどのように防止するかというのがあります。廃棄物最終処分場の残余容量に限りがあるため、改正された廃棄物処理法では、廃アスベスト建材の溶融処理の推進が盛り込まれました。

市民にとって、アスベスト建材が自分の家のどこに使われているかを知ることが関心事でしたが、国から十分な情報提供が受けられなかったので、昨年夏より、地球環境基金の助成金も得られたので国民会議内にアスベストプロジェクトチームを立ち上げ、アスベスト含有建材の問題にどのように対処すべきかを取りまとめる作業を行ってきました。この作業の中で、身近なところにアスベスト建材が使用されていることがわかり、改めてアスベストの恐ろしさを実感しました。3月末には国民会議ブックレットとして発行する予定です。

●国のデータベースの内容

今回、国、経済産業省と国土交通省が共同で作成したアスベスト建材データベースは、経済産業省、国土交通省のホームページから、パソコンにダウンロードして使用することができます。2004年10月にアスベストの建材としての使用が原則禁止となり、新たにアスベスト建材、新製品が製造されることがないため、建材メーカーが自社のホームページなどで公表している製品名を収集し、製品名や使用部位などから検索できるようなシステムになっています。

早速ダウンロードしてみましたが、結構使い勝手の悪いデータベースであることが分かりました。

データベースに登録されている建材情報は、官公庁、業界団体、建材メーカー等の公表データ以外は、関係業界団体や建材メーカーから所有するデータ、情報を収集、整理したものをまとめ、当該建材メーカー等にアスベスト含有建材であることを確認しているかを再度問い合わせて、確認済みの建材のみを掲載しているようです。

使用されている建材の名称（製品名）、メーカー名等が分かる場合は直接検索できますが、建材の名称（製品名）やメーカー名がわからない場合でも、戸建住宅の場合、建築物の竣工年、施工部位等から建材の検索ができるようになっています。現在1316のデータが登録されているとのことですが、日本国内で製造されたアスベスト含有建材全てを網羅しているかどうかは、わかりません。参考までにアスベスト含有建材名のリストを表に示します。

データ収集に協力的なメーカーがどれくらいあったのか、検討つかないので、これでよしとするかは、はなはだ疑問です。

●アスベスト含有建材対策は予防原則を適用すべき

今回公表された国のデータベースで検索しても、我が家の建材がアスベスト含有建材かどうかの判断がつかない場合も多いかと思います。建材１枚１枚をＸ線回折でアスベストの含有を検査するのには、多大な労力とお金がかかり、個人の能力を超えています。国のデータベースや表の建材名リストをもとに、過去にアスベストが使用されていたことがわかる建材は、アスベストの含有の有無を問わず、アスベストが含有されているものとして取扱うべきです。そして、廃棄の際に、建材を粉砕したりして、環境中にアスベストを飛散させないように、慎重に取り扱うべきだと考えます。すなわち、予防原則を適用し、全ての建材はアスベスト含有建材として取り扱うことが重要だと考えます。

戸建住宅の解体工事に伴って、アスベストが飛散しないための対策としてはこのことが一番重要だと思います。

石綿（アスベスト）含有建材名（一般名）リスト

2006年12月

	建材名	登録建材データ数
吹付け材	吹付け石綿	7
	石綿含有吹付けロックウール	22
	湿式石綿含有吹付け材	6
	石綿含有吹付けバーミキュライト	5
	石綿含有吹付けパーライト	1
保温材・耐火被覆材・断熱材	石綿含有けいそう土保温材	1
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	14
	石綿含有バーミキュライト保温材	2
	石綿含有パーライト保温材	1
	石綿保温材	3
	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	17
	石綿含有耐火被覆板	4
	屋根用折板石綿断熱材	2
	煙突用石綿断熱材	5
その他石綿含有建材(成形板等)	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	42
	石綿含有スレートボード･平板	33
	石綿含有スレートボード･軟質板	13
	石綿含有スレートボード･軟質フレキシブル板	4
	石綿含有スレートボード･その他	40
	石綿含有スラグせっこう板	28
	石綿含有パルプセメント板	15
	石綿含有押出成形セメント板	71
	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	82
	石綿含有ロックウール吸音天井板	217
	石綿含有せっこうボード	30
	石綿含有パーライト板	4
	石綿含有その他ボード	6
	石綿含有その他パネル	35
	石綿含有壁紙	15
	石綿含有ビニル床タイル	56
	石綿含有ビニル床シート	25
	石綿含有ソフト巾木	1
	石綿含有住宅屋根用化粧スレート	98
	石綿含有ルーフィング	12
	石綿含有窯業系サイディング	244
	石綿含有建材複合金属系サイディング	6
	石綿含有スレート波板・大波	55
	石綿含有スレート波板・小波	43
	石綿含有スレート波板・その他	45
	石綿セメント管	2
	石綿セメント円筒	4
	合計	1,316

(注) 同じ商品名の建材でも、石綿含有率、石綿の種類、不燃材料等認定番号等が異なる場合には、別データとして計上しています。

◎化学物質過敏症プロジェクトチーム発足

昨年の総会でも触れられていましたが、今年から化学物質過敏症プロジェクトチームを立ち上げることになりました。裁判での事例などを集め、解決に役立つ情報提供を行って行きたいと考えています。月1回のペースで会議を進めています。会員の方で関心のある方、参加したいという方は事務局までご連絡ください。

◎ダイオキシン国際市民フォーラム準備委員会発足

今年9月2～7日にかけて、「第27回ダイオキシン国際会議2007in東京」がホテルオークラで開催されます。(http://www.dioxin2007.org/index.html)

この国際会議に絡めて、国民会議では他の市民グループと協力して「ダイオキシン国際市民フォーラム（仮称）」を9月1日－2日に開催をする企画を進めております

この開催にあたり、ダイオキシン問題に関わりのある国内のＮＧＯ団体で設立する実行委員会を立ち上げています。会員の方でぜひ協力したい、参加したいという方がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡ください。

◎活動報告（07/1～07/2）

1月10日　食品プロジェクト会議
1月11日　常任幹事会開催
1月16日　アスベストブックレット編集打ち合わせ
1月　　　経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会中間とりまとめでのパブコメにたいして意見提出
「新化学物質政策ＮＧＯフォーラム」（国民会議も参加）の市民提案の提出
2月5日　化学物質過敏症プロジェクト第１回会議
2月8日　常任幹事会開催
2月13日　ダイオキシンＮＧＯ市民フォーラム実行委員会「準備会」開催

編集後記　広報委員会委員長　佐和洋亮

開化と環境

最近報道された国連の『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）』の報告はショックです。

このまま地球温暖化が進めば、50年頃には、気温が2～3度上昇（今世紀末には最大6.4度にも）。

水不足人口最大20億人増。飢餓人口最大１億２０００万人増。洪水の危険最大1500万人増。栄養失調、感染症、熱波などによる被害者増。そして、生物の20～30%が絶滅の危機に。

環境省も、今世紀末には30度以上の真夏日が2～3倍に、米の減収や、果実、野菜の生産適地北上と品質低下、海水温の上昇でサンマ、イワシ、サバ、アジの漁場の北上、デング熱、日本脳炎を媒介する蚊の北上による流行リスクの地域拡大、など日本での予測を公表。今年の温暖化の冬を経た私たちにも、この予測は実感できるところです。

科学技術の発展が、この地球を破滅させるというパラドックス。

ところで明治の文豪、哲人夏目漱石は1911年（明治44年）「現代日本の開化」と題する講演で、次のように述べています。「元来何故人間が開化の流れに沿うて活力を発現しつつ今日に及んだかと云えば、生まれながらさう云う傾向を有つて居ると答える外には仕方がないのです」「吾々は、長い時日の内に種々様々の工夫を凝らし知恵を絞って漸く（ようやく）今日迄発展して来たやうなものの、生活の吾人の内生に与える心理的苦痛から論ずれば、今も50年前もまたは100年前も、苦しさ加減の程度は別に変わりはないかもしれないと思うのです」と開化を評した上で、明治の日本の開化については、西洋が100年もかけた開化を急に取り入れることになったため、「吾々の開化が機械的に変化を余儀なくされる為に、ただ上皮を滑って行き、また、滑るまいと思って踏張る為に神経衰弱になるとすれば、どうも日本人は気の毒と言わんか憐れと言わんか、実に困ったと嘆息する丈であります」。

100年前にこう話した漱石は、その5年後に没し、その後の日本の経済発展もＩＴ社会のこの時代も知らない。今生きていたら彼は、どう話を続けるでしょうか。

京都議定書では日本の温室効果ガスの削減目標は6%だが、今、世界中で排出しているCO_2を少なくとも半分以下に削減しなければ、この地球温暖化は止められない、これは人類ができることを全て行ったときに初めて可能になる、と警告されています。

私たちの水の惑星号の行く末は。

（参考：東京新聞2/9夕刊、岩波書店漱石全集21巻、他）

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議　提言と実行
ニュースレター 第45号
2007年2月発行

発行所
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議　事務局
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル４階
TEL 03-5368-2735
FAX 03-5368-2736
郵便振替　00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

編集協力・レイアウト
㈲総合工房キャップ

＊国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

ＨＰは、http://www.kokumin-kaigi.org